

報道発表資料の配付日時 7月12日（金）15時00分

発表項目 (行事名)	独立行政法人酒類総合研究所と北海道経済部との連携協定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 独立行政法人酒類総合研究所と北海道経済部は、ワイン産業の更なる活性化のため、両者が行うワイン産業振興に係る活動において連携と交流を図り、相互の一層の進展と地域社会の発展に資することを目的として「独立行政法人酒類総合研究所と北海道経済部とのワイン産業活性化に向けた連携に関する協定」を締結いたしました。</p> <p>■独立行政法人酒類総合研究所 所在地：広島県東広島市鏡山3丁目7番1号 理事長：後藤 奈美 主な業務： 1 酒類の高度な分析及び鑑定 2 酒類の品質評価 3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査 4 成果の普及 5 情報の収集、整理及び提供 6 講習</p> <p>■連携・協力事項 ・北海道経済部が行うワイン産業関係者の人材育成に関すること。 ・ワインに関する研究・調査の情報提供に関すること。</p> <p>○ 今後、酒類醸造分野の高度な研究能力を有する独立行政法人酒類総合研究所と連携を図り、北海道経済部が行うワイン産業関係者の人材育成等に取り組みます。</p>		
参考	<p>【道の取組】 「北海道ワインアカデミー」の開催 ・ 北海道内でワイン造りに携わる方に対し、栽培・醸造技術やマーケティング技術の向上につながる研修を実施。 ・ 平成27年度から「ワイン塾」、平成28年度から「北海道ワインアカデミー」として開催 ・ 受講生総数125名（令和元年度7月5日現在）</p>		

報道（取材）に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	経済部食連産業室（担当者：主幹 平田 孝之、主査 阿部 亮） TEL ダイヤルイン 011-204-5979 内線 26-132、26-820		

## (写)

### 独立行政法人酒類総合研究所と北海道経済部との ワイン産業活性化に向けた連携に関する協定書

#### (目的)

第1条 独立行政法人酒類総合研究所と北海道経済部（以下「両者」という。）は、ワイン産業の更なる活性化のため、両者が行うワイン産業振興に係る活動において連携と交流を図り、相互の一層の進展と地域社会の発展に資することを目的として次のとおり協定を締結する。

#### (連携・協力事項)

第2条 両者が連携して行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 北海道経済部が行うワイン産業関係者の人材育成に関すること。
- (2) ワインに関する研究・調査の情報共有に関すること。
- (3) その他、両者が必要と認めること。

#### (守秘義務)

第3条 両者は、本協定に基づく連携に当たり知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。

#### (有効期間)

第4条 本協定は、協定締結の日から発効する。その有効期間については、本協定の締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、両者いずれか一方から相手方に対し特段の申出がなければ、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

#### (その他)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項について、両者が協議して定める。

本協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、双方各1通を保有する。

令和元年7月1日

独立行政法人酒類総合研究所  
理事長

後藤 奈美

北海道  
経済部食産業振興監

甲次 恵